

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第3回選定委員会 会議録

1. 開催日時 令和5年10月31日（火）午後2時から午後2時15分まで
2. 開催場所 門真市役所別館3階 第3会議室
3. 出席者 （委員）藤原委員長、北岡副委員長、谷田委員、
佐野委員、水野委員
（事務局）西岡地域政策課長、文能地域政策課課長補佐、
蔵元地域政策課主査、本山地域政策課係員
4. 内 容 開会
答申による協議結果の報告について
指定管理者候補者の指定について
指定予定施設の指定管理者の選定について
申請要項・仕様書及び審査方法について
今後のスケジュールについて
閉会
5. 傍聴定員 ー（非公開のため）
6. 担当部署 （担当課名）市民文化部 地域政策課
（電 話）06-6902-5612（直通）
7. 会議録

【事務局】

定刻となりましたので、ただいまより門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者第3回選定委員会を開催します。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます、地域政策課 課長補佐の文能でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、急なご依頼にも関わらず、ご出席賜りましたこと、御礼申し上げます。お手元の資料の確認をさせていただきます。上から順番に確認をお願いします。

まず、「令和5年度門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者 第3回選定委員会 次第」です。

次に、「第3回選定委員会 配席表」です。

次に、「協議結果報告書」です。

次に、申請団体に配布する資料として、「指定管理者申請要項」、「管理業務仕

様書」、「様式集」を表紙としまして、「質問票」、「申請書類一覧」、「申請書」、「施設事業計画書」、「施設独自事業計画書」、「管理業務収支計画書」、「申請に係る誓約書」の一式が申請予定団体への配布資料となります。

次に、「資料1 選定方法及び採点について」です。

次に、「資料2 書類審査評価個票」です。

次に、「資料3 書類審査評価基準表」です。

次に、「資料4 指定管理料の額における評価項目の算出方法について」

次に、「資料5 プレゼンテーション審査個票」です。

次に、「資料6 プレゼンテーション審査評価基準表」です。

なお、今回はペーパーレスの観点から、関係法令の配布は割愛させていただきます。

お配りさせていただいた資料に不足がありましたら、恐れ入りますがお申し付けください。

(皆様揃っておられるようですので、)

では、案件に移らせていただきます。藤原委員長、議事運営のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

皆さま、本日はご多忙の中、第3回選定委員会にご参集いただき、ありがとうございます。それでは次第に沿って進めてまいります。

まず、「答申による協議結果の報告について」です。

本選定委員会としましては、2回にわたる選定委員会での審議を経まして、【指定管理料について市と候補者で協議の上、決定する】旨の付帯意見を添えて答申を提出いたしました。

事務局より答申に基づき行われた協議結果について報告をお願いいたします。

【事務局】

お手元に配布させていただきました「協議結果報告書」をご覧ください。

答申を拝受しました後、大阪NPOセンター事務局と指定管理料について協議を行ってまいりました。

本市といたしましては、申請書類の管理業務収支計画書における疑義に対する委員の皆さんからご指摘について確認するとともに、これまでの大阪NPOセンターの収支決算報告やモニタリング評価等の実績、物価高騰等の社会的要因を加味した上で算出し、指定予定施設の運営を行っていく上で適当だと考え

られる金額を提示してまいりましたが、大阪NPOセンターとの考える指定管理料の考え方に差異があり、本市が示す金額では引き受けることはできないとの見解により、次頁に添付しております辞退届が10月18日付で大阪NPOセンターより提出されました。

委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中ご審議をいただいたにも関わらず、合意に至らず、引き続きお手数をお掛けしますこと、お詫び申し上げます。

参考にそれぞれが作成した収支計画書案及び本市からの指摘事項についてまとめた資料を添付しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいまの結果報告について、何かご質問などございますでしょうか。

委員《異議なしの声あり》

では、大阪NPOセンターより提出された「指定管理者候補者辞退届」を受理し、指定管理者として指定しないことを正式に決定してよろしいでしょうか。

委員《異議なしの声あり》

それでは、次に「指定予定施設の指定管理者の選定について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

先にご説明のとおり、第1回及び第2回で選定いただきました候補者から辞退届が提出されたため、令和6年度における指定予定施設の指定管理者が決定していない状況でございます。

本市といたしましては、令和6年度における市民公益活動支援センターの状況を鑑みると、直営や運営業務委託ではなく指定管理者による管理運営が望ましいと考えています。

その理由としましては、市民公益活動支援センターの会議室をかがやきの実施に供するため、条例改正や従来からの利用可能施設・時間帯の変更に伴い、複雑な対応が求められると想定されることに加え、また、新たな指定管理者を選定するにあたり公募型プロポーザル方式による選定を採用すると公募や周知期間にかなりの時間を要することとなり、議会の議決を経ることができず令和6年4月1日からの運営に支障をきたす恐れがあり、早急に指定管理者を指定する

必要がある現状において、市民公益活動支援センターが所在している門真市民プラザの指定管理者である特定非営利活動法人トイボックスが施設全体のハード面及びソフト面に精通していることから、同法人に指定管理させることにより、市民公益活動支援センターを含めた門真市民プラザの管理を一元化することで業務の円滑な実施を確保できると考え、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項第3号及び第4号に基づき、非公募による選定といたく考えています。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

何かご質問やご意見などございますでしょうか。

委員《異議なしの声あり》

では、申請から審査、決定までの一連の流れについて、引き続き説明をお願いします。

【事務局】

申請要項及び仕様書につきましては、第1回にご審議いただいた内容から大幅な加筆及び修正は行っておりませんが、申請要項4ページに指定管理料の上限額を設定しました。

上限額を設定したことに伴い、指定管理料の額における評価項目の算出方法を変更いたしましたのでご説明いたします。

「資料4 指定管理料の額における評価項目の算出方法について」をご覧ください。

今回の選定より、指定管理料の上限額を設定することとなったため、平成31年度から令和5年度までの5年間の指定管理料の平均額が16,243,000円であり、物価や人件費の高騰等の社会的要因を加味して、17,000,000円までであれば満点の20点とします。

それ以降は、上限額である18,000,000円までを250,000円ずつ分類し、提示額に応じた点数を付与するものとします。

その他の評価項目につきましては、書類・プレゼンテーションのいずれも前回と同様の基準で評価いただければと考えています。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

何かご質問やご意見などございますでしょうか。

委員《異議なしの声あり》

それでは、今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

【事務局】

申請要項の 10 ページをご覧ください。

11 月 8 日に申請団体に申請要項、仕様書及び申請書類の一式を送付し、送付日から 11 月 15 日までを質問受付期間とし、質問があった場合は 11 月 22 日に回答することとし、申請書類の受付期間は 11 月 30 日までとします。

その後、申請団体から提出があった申請書類につきまして、事務局で内容を確認次第、各委員の皆さまに送付またはお渡しさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中大変恐縮ですが、提出された申請書類の確認を可能な範囲で行っていただきますようお願い申し上げます。

その後、12 月 19 日に第 4 回選定委員会を予定しております。

第 4 回選定委員会では、提出された書類とプレゼンテーションの審査を行っていただき、その後、候補者を決定していただきます。第 4 回選定委員会に関する詳細につきましては、後日事務局より委員の皆さまへ通知させていただく予定をしております。なお、期間が短い中での日程調整となってしまうため、オンラインでの参加も可能としております。以上です。

【委員長】

今後のスケジュールについて質問などございませんでしょうか。

委員《異議なしの声あり》

それでは、以上をもちまして本日の委員会はこれをもちまして終了させていただきます。

皆さま、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。